

年金受給にあたってご留意いただきたい事項

1. 企業年金の非居住者の取り扱いについて

- ・非居住者（1年以上海外に居住する）の場合、納税は、居住国で行うことが原則となります。
- ・非居住者の日本国内における課税は、分離課税となり、海外居住者の税率（一定額の控除後、20.42%源泉徴収）が適用されますが、居住国が、日本との間で、租税条約が締結されている場合、「租税条約届出書」を所轄税務署に提出することにより、非課税の適用を受けることができます。
- ・国の厚生年金も同様のお手続きが必要となりますので、最寄りの年金事務所にてお手続きください。

2. 非居住者 現況（生存）確認の実施

- ・毎年1回（10月頃予定）、現況（生存）確認を行いますので、提出期限までにお届けをお願いします。
- ・メールアドレス登録者には、メールでの現況確認を行います。
- ・メールアドレスを登録されていない方には、登録住所（国内連絡先住所があれば国内連絡先住所）に現況届（書面）を送付しますので、郵送にてお届けをお願いします。
- ・提出期限までに、現況届のお届けがない場合は、現況確認ができるまでの間、年金のお支払いを一時的に差し止めることがありますので、ご留意願います。

3. 帰国される場合は、すみやかにご連絡ください（一時帰国ではなく正式な帰国）

- ・海外に居住している間は、「非居住者」としての税率を適用しています。
- ・帰国されましたら、国内居住者の税率に変更するための手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

【国内居住者の税率】 一律 「年金支払額」×7.6575% （特別復興税含む）

- ・帰国のご連絡が遅れた場合、税務署で再手続き等が発生する場合（後日、追徴課税となる場合）もあり、ご本人様にご足労をおかけすることになります。

4. 各種変更が発生した場合

- ・海外住所（①居住国内での転居、②居住国の変更 例）中国→アメリカ）や、国内連絡先住所、音信不通時連絡先住所の変更、メールアドレスの変更がありましたら、必ず、ご連絡をお願いします。

5. その他

- ・海外居住の場合でも、年金の受取口座は、日本国内の金融機関に限ります。（海外送金はできません）

<お問合せ・ご連絡先>

（電話）06-6995-1043

パナソニック オペレーショナルエクセレンス（株） 企業年金室

〒570-0031 大阪府守口市橋場東之町3丁目2番12号

京阪西三荘スクエア West 4階

Panasonic Operational Excellence Corporation Corporate pension Office

3-2-12, Hashibahigasino-cho Moriguchi-shi, Osaka 570-0031 JAPAN

●海外居住者専用 メールアドレス：kaigaikyojuu@gg.jp.panasonic.com

●パナソニックグループ確定給付企業年金のホームページ：<https://nenkin.jp.panasonic.com/>
「パナソニック 年金」で検索